

ご存じですか？

成年後見制度



成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が不十分な方に対して、代理権などを与えられた後見人が、本人の意思を尊重しつつ、心身の状態や生活状況を考慮しながら、本人を保護し、支援する制度です。

助の3つに分かれており、判断能力の程度など、本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

●後見：判断能力が欠けている状態の方が対象。

●保佐：判断能力が著しく不十分な方が対象。

●補助：判断能力が不十分な方が対象。

法定後見制度と任意後見制度

成年後見制度には、家庭裁判所が判断能力の不十分な方の後見人を選任する「法定後見」と、本人が将来の判断能力低下に備えて、誰に、どのような支援をしようかをあらかじめ契約により決めておく「任意後見」があります。

◆法定後見制度

法定後見制度は、後見・保佐・補助

成年後見人や保佐人、補助人は、本人の利益を考慮し、本人に代わって契約などの法律行為や、本人の同意していない不利益な法律行為の取り消し、財産管理を行います。なお、この制度の申し立ては、本人や配偶者および4親等以内の親族の他、本人に身寄りがない場合などは、市町村長にも権利が与えられています。

◆任意後見制度

任意後見制度は、将来、判断能力が不十分になってしまいう前に、自ら

が選んだ代理人との契約により、自分の生活や財産管理の方法についてあらかじめ決めておくものです。契約書は、公証人が作成する公正証書によって作成しておきます。

利用にはこんな場合が考えられます

◇財産管理の例

- 親が死亡した知的障がい者が、相続や預貯金の管理に困っている。
- 認知症高齢者の預貯金を、親族が勝手に使ってしまう。
- 認知症の方が、訪問販売などの悪徳商法の被害に繰り返し遭ってしまつ。

◇介護に関する契約などの例

- 認知症の一人暮らしの高齢者で、福祉サービスの利用契約が必要である。

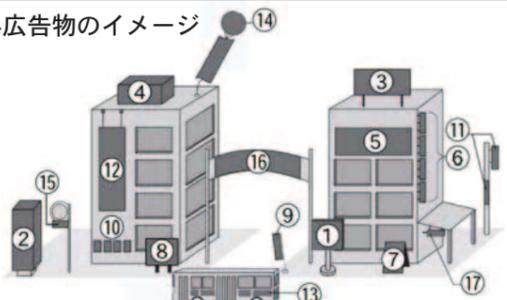
屋外広告物のルール

美しい景観、街並みづくりのために

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

お店の看板やネオンサイン、電柱広告、のぼり旗など、街の中にはたくさんの屋外広告物があります。

屋外広告物のイメージ



- ①敷地内広告板 ②敷地内広告塔 ③屋上広告板 ④屋上広告塔
- ⑤壁面広告物 ⑥壁面突出広告物 ⑦置看板 ⑧立看板 ⑨のぼり旗
- ⑩はり紙、はり札 ⑪電柱広告 ⑫広告幕 ⑬車両広告物 ⑭アドバルーン
- ⑮サインポール ⑯アーチ ⑰アーケード添加広告物

屋外広告物の表示ルール

屋外広告物は、私たちの日常生活に必要な情報提供のために広く利用されていますが、無秩序に表示され

ると景観を損なうこととなります。市は、優れた自然環境と、多くの観光客を迎えるための景観を守り育てるため、平成21年4月1日から施行された日光市屋外広告物条例による規制を行っています。

市による屋外広告物の規制

市内を大きく3つに分け、その中で細かく規制を設けています。

◆禁止地域

自然景観や住環境の保全、道路・鉄道からの眺望保全などのため、日光国立公園内や主要な道路、鉄道の沿線などは、原則、屋外広告物を表示できない禁止地域としています。ただし、自己所有地内に自己の名称など(自家用広告物※)を表示する場合などで一定の要件を満たす場合は広告物を出せる場合があります。

◆許可地域

禁止地域以外のほぼ市内全域を、原則市長の許可が必要な許可地域に指定しています。許可地域は秩序あ

屋外広告物を表示されている方へ

良好な景観などの維持、公衆に対する危害を防止するためには、広告物を常に良好な状態に保持する必要があります。著しく汚損・破損した屋外広告は、美観を損ねるだけでなく、道路交通の安全の妨げとなったり、歩行者に危害を及ぼしたりすることがあります。

広告主の皆さんは、適正な管理と屋外広告物のルールを守り、良好な景観の形成のためにご協力をお願いします。

成年後見制度を利用するための手続きや必要な書類などについて、あらかじめ相談することができます。詳しくは、お問い合わせください。



相談窓口

- 高齡福祉課 高齡福祉係 ☎(21)51000
- 市地域包括支援センター ☎(21)2137
- 藤原・栗山地域包括支援センター ☎(76)3333
- 日光・足尾地域包括支援センター ☎(25)3255
- 生活福祉課 障がい福祉係 ☎(21)5174
- 市社会福祉協議会 ☎(21)2759

民間専門相談機関

- 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部 ☎028(62)9420

屋外広告物をこれから表示する方へ

屋外広告物を表示する場合は、法令の規定により表示するものなど適用除外となる一部の広告物を除き、原則として市長の許可が必要です。また、屋外広告物の掲出を依頼する場合は、県に屋外広告物の登録をした屋外広告業者に依頼してください。地域ごとの具体的な規制および設置基準などは、市ホームページでご覧になれますが、新たに表示をする方は、事前にご相談ください。

※自家用広告物とは

自己の氏名や店名、商標、事業・営業内容の表示のため、自己の営業所などに表示する広告物です。掲出した全広告物の表示面積の計が10㎡以内であれば許可不要ですが、規格は設置箇所ごとの許可基準に適合する必要があります。自家用広告物も良好な景観づくりのための大きな要素となりますので、ご協力をお願いします。

くわしくは

都市計画課 都市計画係 ☎(21)5102